

## 大口町告示第66号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

令和3年3月31日

大口町長 鈴木雅博

### 1 賦課年月日

令和3年4月1日

### 2 負担区の名称

第1負担区、第2負担区、第3負担区

### 3 賦課対象区域

丹羽郡大口町秋田一丁目、秋田二丁目、秋田三丁目、秋田四丁目、伝右二丁目、替地一丁目、替地二丁目、御供所一丁目、御供所二丁目、奈良子三丁目、大屋敷三丁目、高橋二丁目、外坪四丁目、外坪五丁目、仲沖一丁目、二ツ屋一丁目、二ツ屋二丁目、萩島一丁目、中小口三丁目、中小口四丁目、城屋敷二丁目及び下小口六丁目並びに竹田一丁目、竹田二丁目、竹田三丁目及び丸一丁目の各一部

### 4 賦課対象区域の地籍

210,000平方メートル

内、第1負担区 27,000平方メートル

第2負担区 21,000平方メートル

第3負担区 162,000平方メートル





